

三聚戒の意義について

川田 熊太郎

目次

- 一 緒論
- 二 三聚戒
- I 典拠
- II 一切戒と三聚戒
- III 三聚戒の内容

- (a) 律儀戒又は防護戒
- (b) 摂善法戒
- (c) 饒益有情戒
- 三 聖戒の意義(一)
- 四 三聚戒の意義(二)
- (α) 基礎的考察
- A 利他の問題
- B 定慧は戒の外か
- C 戒の源泉
- (β) 十善業道、十重戒
- (1) 十善業道
- (2) 十重戒
- (r) 相摂の問題

五 結論的考察

- I 如來知見
- II 学仏知見戒

出典

一 緒論

仏教の学びが次第に深まるにつれて、戒定慧が何であるか、それらが如何なる意味において重要であるかを改めて認識するようになる。その頃となれば、長部の『大涅槃經』を読む者は、「かくの如きが戒、かくの如きが定、かくの如きが慧」に始まるあの一節⁽¹⁾と、これに解脱と師とを増したるあの「戒定慧と無上の解脱」を以て始まり、師のゴータマを礼讃するあの一節⁽²⁾とに深い感銘を受ける。というのは、そこには戒・定・慧・解脱と、苦を亡ぼす師とが説かれているから、即ち仏教の全体がその内容の重要な項目によりて表現せられてゐるからである。

そしてその人は、また、增支部四法品の初の部分⁽³⁾にある

「わが見出した法を師とし尊重し奉事して生きてゆこう」というあの決意の「諸仏所師所謂法也」（漢訳大涅槃經⁽⁴⁾）に要約せらるる經に感激するであらう、というのは、これは仏教の根本の立場を、或は根本の姿勢を明白に示しているからである。これは『起信論』の四信のうちの（信根本）へと連續し展開しているのであり、正法の知行こそが仏教なのであるから。

この四法の思想は、原始仏教以来の根本教説との関係において見るならば、後の二、滅諦と道諦とである、というのは、戒定慧及び解脱の四法のうち戒定慧は聖八支道の八支を整理したものであり、そして解脱は即ち滅諦であるから。この四に苦滅即ち涅槃の自己認識たる解脱知見を加えるならば、あの無等等五蘊の思想が成立する。

しかもこの後の二諦は前の二諦を前提として含有している。これを原理的に言えば、四聖諦のうちの任意の一、又は二、又は三は、余他の三、又は一、又は、一を包摂している。これは正に相摂の原理である。そして、これが、後に六度との関係において、摂五の原理の形をとっている。

以上は、要するに、直接には、滅道二諦の問題である、従いてそれは四聖諦の問題である。故に、これは二種の運動方向をもつ深縁起の問題である。そしてそれは、根本的には、真理(satya)の問題、真実(tattva)の問題である。この真

理又は真実は仏教に独特のものである。相摂というのは、この真理真実の有り方の問題なのである。

そして、この相摂というのは、六波羅蜜との関係において、また六者の順序の見地からは、「前前の波羅密が順次に随いて後後の波羅蜜を生じ、前前の波羅蜜は後後の波羅蜜によりて清淨にせられる」ということに存する互相の法則とも名づけえられる目的観的法則である。

勿論、これらの三学や真理や真実はそのままに忍受すれば、それでよいのである。しかし学ぶ者、それらを知り行い得ようとする者は何か不安を感じる、というのはそれらをただ知れるのみではなくて、行いうる者とならねばならぬからである。(A) かくの如き仏教の受取り方は自利が主になつているようである。(B) 定以上は戒の外にあるのか。定を学ぶのは戒を離れてのことであるのか、慧を学ぶのは同様に戒定を離れてのことであるのか。(C) 先づ戒、それから定、戒定の後に慧、そして戒定慧の後に解脱というが如くに初めのものが、これに続いて次ぎ次ぎのものが、一体、何処から出て来るのか、そして如何にしてそれらが重なつてゆくのか。いま謂う所の不安は、少くとも一つには、このように分析せられ言表わされるのである。

(A) 戒定慧と解脱との四法は必ずしも他者を、仲間のナガマ人間を、考えていない、又はそれを考えるとも、その考えを除

外することがありうる。声聞について龍樹は智鈍慈淺を、独観について智利慈淺を言う。要するに、己利を、又は自利を専らにし又は主にするのである。この点が利他を思出せしめる。成観後のゴータマ・ブッダは、彼の獲得したる法を人々に向つて説くが為にブラフマー・サハムパティの転法輪の勧請を必要とした、人間の社会性(仲間性、朋友性、societas)の覚醒と昂揚とを必要としたのである。特に般若經典や華嚴經や法華經や、またこれら以後の仏教思想によりて教育せられた我々は自利に滯留することの不安を覚えるのである。(B) 戒と仏教とは安危を共にしている。然らば、戒につづいて挙げられる定と慧とは戒の外にあるのであろうか、換言すれば、定を、慧を、定慧を学ぶ者は戒を除外してよいのであろうか。

(C) この問は人をして定慧の根原を、その前に戒の根元を問わしめる。そもそも戒は何処から発生するのか、何処から定慧は発生するのか。又は戒が目ざすもの、定慧が目ざすものは何であろうか。何処から戒が先づ出て来て、つづいて何処から定慧が出て来て戒に重なるのであるか。或は戒の中から定と慧が順次に出て来て戒に重なり加わるのであろうか。或はこの三は順序なく何処からか発生するのか、又は如何にして此の三が順序たてられるのであるか。

かくの如き不安、不足、懼怖をもつ者は何を求めているのか。それは、戒と密接なる関係に仏教が在ることを、であろ

うか。戒と仏教との不離を真正面から表明している戒はあらぬであろうか。かく摸索する者が探しあてて満足を与えられるのは三聚戒によりてであろう。これは瑜伽行学派のマーラ・トヤレーヤ又はアサンガの著作とせらるる『ヨーガーチャーラ・ブーミ』のうちの『菩薩地』の戒波羅蜜多品の説くものである。そこで、これを考察しよう、如上の需要を持つ者として。

この考察は、当然に、この三聚戒と十善業道及び十重四十八輕戒との関係をも、問題としなければならぬ。

二 三聚戒

I 典 拠

玄弔訳瑜伽師地論（大正第三十卷）は、その本事分（瑜伽行地の十七地）に該当する梵本を現に持つとのこと。そしてその最初の部分、第一から第五地の終まで（大正第三十卷貞二七九——三二八）は Vidhushekha Bhattacharya によりて、一九五七年に、カルカッタ大学から出版せられている。そして瑜伽行地の第十五地が菩薩地（Bodhisattvabhumi）であつて、その梵本は荻原雲来博士によりて、一部に分けて、第一部は昭和五年（一九三〇）に、第二部は昭和十一年（一九三六）に、東京にて出版せられた。

今、問題とせられている三聚戒はその戒品のうちに説か

れるもの。

そして、大正新脩第三十卷の目次によりて悟れば、一施品から〇攝事品に至る七品は冒頭に暉托南(uddānam)があつて、以下において各テーマが「九種の相」で説かれることを示すのである。

その「九種の相」とは

- (1) sva-bhāvah 自性
- (2) sarvam 一切
- (3) duṣkaram 難
- (4) sarvato-muksham 一切門
- (5) sātpaursya-yuktam 善士
- (6) sarva' ākāram 一切種
- (7) vighātārthika-yuktam 避求
- (8) ihānutra-sukham 一切楽
- (9) viśuddham 清淨

の九である。これが、今此處では、戒とこう被分類体の分類原理であつて、その各の下に所属せしめられる諸戒の特質を明らかにしてくる。梵本では、玄辨訳の「九相」の「相」に該当する文字は“ākāra”(114.11) 又は “vidha”(117.10)である。

II 一切戒と三聚戒

一切戒とは菩薩の在家分と出家分との戒を総合したものである。換言すれば、それは菩薩の在家者と出家者との受持すべく總ぐての戒である。

この一切戒が三聚又は三種(trividham, 138.6)に分類され、即ち分類せられる、一つには律儀戒即ち防護戒(samvara-śilam, 138.22)、二つには攝善法戒(kuśala-dharma-samgrāhakam śilam, 138.22)、三つには饒益有情戒(sattvārtha-kriyā-śilam, 138.23)である。この第三は利益戒といふ

種」が菩薩の一切戒の全範囲を分割し尽しているのである。

そして、この一切戒の論述が最も詳細である。梵本について概算するに、菩薩の戒ペーラミターが頁一三七一八八、即ち五一頁のうち、一切戒は頁一三八・一八一・一八三・一六を占めている。故に全五二頁のうち一切戒即ち三聚戒が約四五頁を占めているから、他の八種の相の戒の為には僅かに七頁が残されているのみ。これは著者と謂われるマーサイトレーヤ又はアサンガが三聚戒又は三種戒を如何に力説しているかの證明となる。或はこの戒は彼等の創始せる瑜伽行学派に独特のものである。

別訳の菩薩持地經(北涼曇無讖訳)と菩薩善戒經(劉宋求那跋摩訳)とは必要に応じて参照するに止める。即ち訳としては玄辨訳を重く視るのである。

摂衆生戒 (sattvānugrāhakam śīlam, 140.4) ～も皆“あいへ
がでれぬ。

一切戒と二種戒とは外延は全く同一であるが、一切戒と二
つとは、止惡作善の行為の法則を綜観 (synopsis) して
一箇の類く還元せしめていうのであり、二種戒ところ時には、
かく綜観によりて得られたる一全体としての類を種く分析
(kat' eidē diairesis) 又は分割する見地がらいうのである。

それは在家分と出家分との総ぐて、即ち七衆が共に受持す
べる菩薩戒である。菩薩善戒經第四卷 (大正第三十卷頁九八二
丁) と菩薩持地經第十卷 (大正第三十卷頁九一〇中) とは相互
にも、また玄奘訳とも文を異にしているが趣旨は同じく、比
較すれば、その同一の趣旨が明白である。

III 三聚戒の内容

(a) 律儀戒又は防護戒

律儀戒とは菩薩が受ける所の七衆の別解脱律儀戒である、
即ちビク、ビクリー、シクシャマーナー、シユラーマネーラ、
シヨラーマネーリー、ウバソク、ウバイから成る七つの衆
(sapta-naikāyika, 138,24) の持すべる戒である。

ハの梵名は samvara-śīlam であるから、その訳語名は
防護戒である。この戒の “samvara” は『転輪王獅子吼經』
(Cakkavatti-sihanāda-suttanta) に記載される。Patimokka-
samvara-sampvuto viharati (別解脱と云う防護によりて防護する
ふる諸善を除外すべばではないか)。

れど、これは十善業道についての話である。また『元始
智經』⁽⁸⁾ の、同じく、十善業道についての話が思出されるし、
また十地經 (十地品) の “śīlapāramitā” という波羅蜜多が想
起せられる。この十地經の戒に關する段は、實に、十善業道
を「戒」として居るのである、即ち「防護」が、こゝに到り
て、あがひれまじ、「戒」がなれているのである。

(b) 摂善法戒

菩薩が防護戒を受けたる後に、大菩提の為に、身により。
語により・意によりて、何であれ諸善を積集すること、それ
のすべてが摂善法戒 (kuśala-dharma-samgrāhakam śīlam)
と呼ばれる。

持地經も、これを、摂善法戒と訳している。善戒經はこれ
を「受善法戒」と訳している。菩薩地及び持地經が、ともに、
原語名に忠実である。

しかし、玄奘訳の「所有一切為大菩提、由身語意積集諸善、
總說名為摂善法戒」⁽⁹⁾ の「由身語意」は持地經⁽¹⁰⁾ とも善戒經⁽¹¹⁾ とも
一致する。しかし荻原校の梵本には “kayena vacā” とある
のみにて “manasā” が無い。

(1) 持地經の “manasā” は、持地經及び善戒經
によりて補われるべである、ところのは、大菩提の為に諸
善を積集する場合に、 “manasā” 即ち「意によりて」積集せ
るふる諸善を除外すべばではないか。

(2) また、これと同一に帰着するのであるが、「由身語意」とは「修_三大菩提ノタメニ 身口意業」、「為_三菩提故、修_三身口意十種善法」であるはずである。というのは「由身

「語意」とは、身と口と意との三業によるものであり、この三業は身の三・口の四・意の三、合して十種と分析せられるのであるから。この十種というのは十善業道を意味しているのである。これはこの『菩薩地』が『華嚴經』を重視していることに基づいても容認せらるべきである。

撰善法戒の「善法」の意味は、少くとも、ある人々には

“*anity*”の範囲内のものの如くに、即ち防護戒 *samvaraśilam* の範囲内の善法と解される恐れがあるからである。しかし、テクストから明らかであるが如くに、この善法は全仏教の思想内容のすべてと理解せらるべである、三藏の思想内容のすべてである。

テクストとは荻原校讎本 p.227.3-12(大正第11十巻五二二)である。それによれば、

上に説かれた種種の施、広く説かれた戒、乃至、同事、上に説かれた諸の波羅蜜による自の仏法の成熟、諸の攝事による一切衆生の成熟、要するに、それらは菩薩の善法の業なりと知らるべきである。上に説かれた種種の施、同前、乃至、同事、それらの種々なる、無量なる、善法の、即ち諸の菩提分法の現行は三因により

て知らるべきであり、(それらが)最善なることは二因によりて知らるべきであり、それらが清浄なることは三因によりて知らるべきである

とある。そして、これが要旨であり、その説明又は詳説は直ちに続いて（梵本227.13—229.6など）、大正第三十巻では五三三一中五—五三三二—三三二）述べられてゐる。「の要旨」と、その説明とのうちに、「善法」が、少くとも、三回出て来るが、その三回ともにみな「善法」によりて「一切の仏法」が、全仏教の思想内容が、意味せられてゐるのである。

(c) 饒益有情戒

饒益有情戒とは *sattvānugrāhakam śīlam* の訳名である。持地經（九一〇中）は前述の如く、「攝衆生戒」とし、善戒經（九八二下）は「為利衆生故行戒」とする。「饒益有情」も「攝衆生」も「為利衆生故行」も皆な等しく *anugrāhaka* である、故に、「衆生を利する」ということに帰着する。

そして、この『菩薩地』はこの戒に十一行相ありとし、衆生の利益と成る事業がなされるに当りて、第一に、その助伴、同行者 sahāyibhāvahī と成る、病者の助伴と成る、乃至、

同行者 sahāyibhāvah¹ と成る、病者の助伴と成る、乃至、第十一に、諸の有情をして不善を厭離せしめ、仏聖教 (buddhaśāsanam) に入らしめるがために、歡喜し・信樂し・希有の心を生²むしめる (140,2 from bottom) である。

これは、内容的には、四摄事 (catvari samgrahavastūni)

と同一となる。この四攝事について、梵本(p.217)は曰のう
や「施」dānaを擧げていな。漢訳はこれに忠実である。
この事があるのは、前に(pp.114—136)施波羅蜜多を説いて
いるが故である。この『菩薩地』のうちには、かくの如く
に、前述のこと・後述のことと考えて、論述に重複があらぬ
よう心がけていると考えられる箇所が往々にしてある。注意
を要する。

III 三聚戒の意義(1)

『菩薩地』は、つづいて(p.141 et sqq.)、如何に菩薩が防
護戒に住し、摂善法戒に住し、利物戒に住して、防護戒を護
るか、摂善法戒を修するか、利物戒を行うか、又は受戒する
か、又は破戒するか、などを詳細に論述する。

それから論述し残した難行などの七つの諸戒を略述する
(183.17—187.15)。

然る後に、如上の戒ペーラミターの果を説く、即ち或は無
上正等覺を現証し、或は然ひむも、十方の諸仏に護念せら
れる、乃至、後世が良きことを得るのである(187.16—27)。
そして最後に、この論は三聚戒の意義を述べる。上述の一
切の自性戒など九種の戒は三聚戒、即ち防護、摂善法、利物
の三種戒、に摂せられる。そして、

是の如き三種の菩薩の淨戒は、要を以てこれを言わば、能く菩薩

の三の所作の事を為す。體へ、律儀戒は能く心を安住し(citta-sthitaye sañvartate, 188, 6)、摂善法戒は能く自の仏法を成熟し
(ātmano buddhadharma-partipākāya sañvartate, 188, 7)、饒益有
情戒は能く有情を成熟す(sattvaparipākāya sañvartate 188, 8)。是の如く總じて一切の菩薩の應に作すべし所の事を摂す、所謂

(1)現法樂住し、其の心を安住し、(2)身心に倦むこと無く仏法
を成熟し、(3)有情を成熟せしむること欲すなり(188, 8—14)
大正第三十卷五二一一下——五二二二上)。

右は尊敬の故に漢訳は玄奘に、國訳は佐伯定胤訳、保坂玉泉
筆受、國訳大藏經論部第七卷貞三九六による。

これを要するに、三聚戒は(1)菩薩の心安住と(2)自
分自身の仏法の成熟と(3)成熟衆生との三を、即ち菩薩の
為すべき事どもの總べてを三にまとめ、その理論と実践とを
戒としてまとめているのである。そのうち(1)と(3)とは自利と他利とを追求することを求めているのである。(2)
は自利であるが、やがて他利と成るもの、全仏教の思想を善
法として、これを自己の仏法として成熟せしめることを求めるものである。

三聚戒は、それ故に、全仏教を戒の見地からまとめたもの
である。

IV 三聚戒の意義(1)

三聚戒なるものはほぼ上述の如きものである。それ故、

『マハーバリニッバーナ・スッタント』の戒・定・慧、又はこの經及『增一阿含・四法品』の四法即ち戒・定・慧・解脱に關して「利他をどうするか」、定を学ぶことや慧を学ぶことは戒の外か、などの不安を覚えて、この不安を除去することを求めた努力はこの戒の確認によりて、その目的を達したのである。

(α) 基礎的考察

A 利他の問題

三聚戒から考へるならば、利他の問題は饒益有情戒、即ち攝衆生戒、即ち利物戒によりて解決せられている。というのは利物戒は即ち利他戒なのであるから。この意味に於いて三聚戒のうち、防護戒と摄善法戒との二は自利を主とするが、その自利の追求は直ちに利物という利他の土台となるのである。惟うにこれは、あの戒・定・慧・又はこれらと解脱との三學又は四法（或は四蘊）のうちに含まれていた利物が、あかられまに、表へ取出されてきたのである。というのはゴータマ・ブッダはプラフマー・サハムパティの勧請を容れて説法の決意をなし、これを実行したのであるから。

B 定慧は戒の外か

この問題について考察するに、定慧の修習は戒の内に位置するのである。というのは、摄善法戒がこの二、即ち定と慧とをも善法としてその内に在らしめるから、また防護・摄善

法・利物は一切戒のうちの二であるから。というのは、菩薩は、防護戒を受けたる後に、「大菩提のために、あらゆる善法を身・語・意によりて積集する」のであるから。このあらゆる善法が定慧を包摶していることは明らかである、というのは定慧は、是非とも、善法と謂われぬをえないからである。換言すれば、

菩薩は戒によつて (śīlam niśṛityā), 戒に住して (śīlam pratisthāya), 聞く (śrute), 聞く (cintāyām), 止觀の修習 (śamatha-vipaśyanā-bhāvanāyām), 在閑に独處を楽しむ (ek'ārāmatāyām), 徒事する (139.5—7)

のである。慧の学び、即ち聞・思・修という学般若は持戒の裡になされ、持戒のうちに聞・思・修の三慧に從事すべきである、そしてそれは、即ち、持戒そのことなのである。慧学の遂行は戒を持つことなのである。

C 戒の源泉

戒は大菩提の為に菩薩によりて受持せられるのである。大菩提というこの目的を達成するが為には、心の安立 (cittasthiti) と自己の仏法の成熟と衆生の成熟とが必要である。即ち、先づ善き生活によりて心の安住を得なければならぬ、というのは、これが無くしては各人は恐怖の裡に在るのであり、自分の周囲又は社会との平和な関係が成立せず、この平和な関係がなければ、仏法なるものを充分に修習するこ

とがでしゃ、またこの二が無くしては利他の活動も不可能であるから。それ故、戒・定・慧（・解脱）は目的觀的統一性（teleologische Einheit）を成しているのである。従つて、最後に現われるもの、即ち大菩提、本来清浄心、涅槃、涅槃妙心、清浄法界こそがそもそも最初に有るもの、根柢たるものであり、この終極目的の実現には、現実的には善き生活が、即ち律儀な生活が、即ち戒が第一に表に現われなければならず、それから定と慧とが、そして解脱が順次に成立しなければならぬ。故に、戒・定・慧・解脱は現実生活においての順序にて現わるべきである。本来的には戒から定が出るので、定から慧が出るのでもなくて、本来的には大菩提が、即ち大涅槃が、涅槃妙心が、清浄心が先づあって、これから、慧も定も戒も現われて來るのである。大菩提こそが、大涅槃こそが、清浄心こそが、無心こそが、清浄法界こそが仏法の根源なのである。

(B) 十善業道、十重戒

(1) 十善業道

以上の如くに考えて來る時に、就中、十地經（華嚴經十地品）にて、第二離垢地の段にて、十善業道が戒ペーラミターの内容となつてゐることと、この三聚戒の主張との関係はどうなるのか、また梵網經（盧舍那仏說菩薩心地品第十）で力説せられる十重四十八輕戒との関係はどうかと問われる。この問に対

して先づ結論を語うに、十善業道も十重四十八輕戒も共に、三聚戒のうちの防護戒のうちには摂せられる、この二種の戒は三聚戒との関係においては摂善法戒と利物戒とを直接に説くものではないのである。

十善業道は、前述の如く、長部の『転輪王獅子吼經』(cakkavatti-sihanāda) より『元始智經』(agganā, 元始につゝの知識の經) への二經にて詳細に説かれしる。

そして前者の二經にては、前述の如く、"pātimokkha-samvara-samvuto viharati" (PTS. D. xxvi. 28) より表現が注意を引く。これは十善業道を「防護するゆの」二經にているのである。後者においては "kāyena sambuto, vācāya sambuto, manasā sambuto (PTS. D. xxvii. 30) といふ表現が注意を引く。二經のまゝの二經は、二經に、十善業道を以て、身語意による防護 (samvara) としているのであるから。この「防護」は防護戒 (samvara-silam) の「防護」へ直続してゐるのである。

その十善業道が『十地經⁽¹⁵⁾』では戒ペーラミターの内容とやられる、そして他のものは含まれていない、即ち、十善業道が明示的に戒 silam ともいはれてゐるのである。『菩薩地・戒品』の内には、十善業道の名を挙げていながら、その内容は一つ残らず説かれてゐる (pp. 165—170) のである。

故に、これによつて「防護戒」が得られる道理である。

(2) 十重戒

この十重四十八軽戒は『梵網經盧舍那仏說菩薩心地戒品第十卷』（大正第二十四卷九九七以下）のうちで説かれるもの。漢訳者は羅什となっている。梵本未見なので、やむをえず、ただこの漢訳によりて考察する。

この第十卷上によれば、仏陀は十発趣心向果、十長養心向

果、十金剛心向果、十地向果を説き、そして「是の四十法門品は、我、先きに菩薩たりし時に修したる入ニ仏果」の根原なり」（貞九九八上）とする。ほぼ同一のことが、この第十卷下の始めて言われる、即ち「是諸仏之本源、菩薩之根本、是大衆諸仏子之根本」（貞一〇〇四中）とある。そして先づ十重波羅提木叉を説き、つづいて四十八軽戒を説く（貞一〇〇五上）。

故にこの十重四十八軽戒は諸仏之本源、菩薩之根本を実現するが為の戒と解釈せられる。そして四十八軽戒は十重戒を助けて成立せしめるものである。故に十重四十八軽戒と併せて言われるが、十重戒が核心なのである。

しかも、この十重戒は十善業道と内容的には、ほぼ、一致する。いなむしろ、十重戒は、十善業道を、即ち在家出家を問わず、いやしくも人間ならば、とり行うべき十善業道を、出家者の立場から考え直し、出家者に特に適切なものとしたものであろう。というのは、両者はほぼ内容的に一致するの

みならず、十重戒は出家者的、出世間者的となつてゐるからである。両者を対照するときに、やや困難を感じるのは十重戒中の不酷酒戒である。これは十善業道中の不粗語戒に相当する、というのは飲酒は粗語の因であるから。説他罪過は離間語に、自讚毀他は綺語に相当する。誘三宝は明らかに邪見である。

右の通りであるならば、十重四十八軽戒は、その実体に關しては、十善業道又は十善戒に殊ならず、しかも十善業道即ち十善戒は防護戒である故、当然に、十重戒四十八軽戒は防護戒であり、従つて三聚戒の一部を成すのである。

以上の如くに三聚戒は戒定慧なる三學のうちの戒学の見地を拡大し徹底し、仏教思想に本質的な道徳性を明確にして、戒学のうちへ定慧二學を包摂したものである。故に定を学ぶも持戒、慧を学ぶも持戒なのである。

(7) 相摂の問題

かくの如くに三聚戒が定慧をも戒へ包摂したことは相互包摂、相摂、の問題を提出する。（1）四聖諦は明らかに相摂の原理の上に成立している。四聖諦のうちの任意の一・二・三諦は残余の三・二・一諦を包摂しているのである。（2）般若波羅蜜經には摂五品があり、六パーラミターの相摂(17)を説いてゐるのである。放光般若經品第六十九も同様である。また大般若波羅蜜多經第一会相引摂品第六〇もこれを説く。第

二会相攝品第六十七も然り。(3)そして、この攝五、相攝、相引攝の説は当然の帰結なのである、というのは、六度は三学の展開であるから。そして三学は八正道のまとめられたものである。従つて六度・三学・八正道は、各、それ自身が目的的觀的一体性の原理によりて貫かれているもの。(4)そして、これ等は、四聖諦によりて言えば、道諦である。故にこれらは他の三諦を相攝する。(5)また、道諦の展開たる菩薩の十地についても同一のことが言われうる。

かくの如き目的觀的統一性の目的、即ち終局目的は大菩提であり、涅槃であり、涅槃妙心であり、本性清淨心である。故に、實に、自淨其意 *sacittapariyodapanam* が戒をして成立せしめているのである。

かくの如くに仏教の真理が持つてゐる目的觀的統一性の問題は、戒の考察に伴うものであるが、それそのものとしては、戒の問題を含むが、戒とは別問題である。故に、独立に他處において考察せらるべきものである。

五 結論的考察

I 如來知見

私は(1)久しく十善戒を總相戒(龍樹⁽¹⁸⁾)として考えて、それに満足していた。(2)しかし三学、四法も強く私をどらえた。然るに定慧などは戒の内にはあらぬではないかと思ひ

惑つた。(3)また仏法にとりての戒の重要な重要性を知らされたのである。(4)また、所謂七仏通戒偈を単なる戒としてのみでなく、「是諸仏教」、即ち仏教の全体として受取るようになつていて。「あなたふと、ななの仏のある」とは、学ぶに六つの道を超えけり」は、この「是諸仏教」を意味すると見るようになつていて。(5)かくて、この仏教の終局目的は菩提であり、本来清淨心であると考えるようになつていて。四聖諦、深縁起、一心三觀、清淨如來藏一心、至道無難、三界無法、唯識無心、要するに一心の生起と還滅との法についての知と行、かくの如きものが仏教であると考えるようになつていた。

そして、かくの如き仏教を、仏法を、統一的に、組織的に学び身に著けようとする者のための戒を求めた。そして見出されたのが三種戒である。

仏教の統一的組織は定からも、慧からも、解脱からも、六パーラミターからも可能であり、これを可能にするものは本來清淨心を終局目的とする目的觀的統一といふ活きている原理である。

以上の如くに考えると、これは仏教をとらえて *philosophia* (哲学)であるとする、ことではない。それは仏教を、もともと、*tathāgata-jñānadarśanam* (如來知見) であったとして、とらえることである。即ち、その真理内容は、*pravṛtti* (生起)

と nivṛtti (還滅) との二つの運動方向をもつてゐる深縁起即ち四聖諦であり、或は即ち三自性である。そしてこれを学ぶのが即ち学仏知見である。故に、還滅の側のみから言えば、仏教の真理内容は三學であり、四法（戒蘊、定蘊、慧蘊、解脱蘊）、六度であり、戒からの言えれば、それは三聚戒である。故に、これは、若しヨーロッパの言葉を用いて言えとなれば、philosophia と religio (哲学宗教) なのである。敢えて言えば、philosophia と religio との不可分の一体性たるに「佛教」buddha-sāsanam 即ち「如來知見」tathāgata-jñānadarśanam の特質がある。然るにヨーロッパにおいては philosophia と religio とは、むしろ、その起源を異にして、性質を異にしてゐる。故に、この二者は絶えず綜合と分離とを繰返して來てゐる、未来においても繰返して行くであろう。ところは、この綜合と分離とは両者の本質にねむるものであるから。故にヨーロッパの philosophia と religio とは過去においてアウグスティヌスやカール・マルクスを必要とした如くに未來においても第一、第三のアウグスティヌスやカール・マルクスを必要とするであろう。然るに仏教においては、この事は絶えて無いのである。

ヨーロッパを受容れてから今日に至るまで約一百年の間に我国では仏教を “religio” としてゐる、しかもこの religio を「宗教」と翻訳する習慣を作つてしまつた。故に人は「仏

教は宗教であつて、哲学ではない」と言い、何時まにか全くヨーロッパ的思惟方法⁽¹⁹⁾に囚えられてしまつてゐるのである。果して然りとすれば、それはヨーロッパ化せられたる、またアメリカ化せられたる仏教であつて、仏教の本質が充分にはとらえられていないのである。我々はこの欧化及び米化から脱却しなければならぬ。南条文雄博士によりて、漢訳仏典を基とした仏教からの脱却の道が開拓せられた。彼によりてまた原典からの仏教研究の道が開かれて今日に至り、未来にも至るのである。我々は、これを承け継ぎて、進一步して、仏教の欧化及び米化からの脱却を遂げて、インドの見即ちダルシャナ及び仏教に固有の思惟方法による仏教の回復・樹立を成し遂げなければならぬ。然らされば、無批判なる習合や独善にして性急なる統一を仏教は繰返す」ととなるであろう。

かく考える私にとりては、防護と利物との二に加えるに各自の仏法の成熟をもつてして、この三を内容とするところの三聚戒が、この上もなく、尊いのである。

II 学仏知見戒

三聚戒は攝五又は相攝又は引相攝という仏教の真理の聯関の法則、目的觀的統一性を明瞭に顯現して いるところの戒ペーラミターである。故に、それは、言うまでもなく、三學のうちの戒学の歴史的に展開したものである。故に、それは還滅 nivṛtti という逆流の、即ち逆運動方向の、深縁起を、相

摂の原理に基いて、戒の見地から菩薩の戒 silam として

いふべし、受持しようとするものである。

しかし、いの還滅は、心うまでもなく、生起即ち順流の対治であり、逆流である。これによりて明らかなるが如く、仏教なるものは「生起」や心又は五蘊たる人間が還滅、即ち、涅槃を、涅槃妙心を求めて、又はそれを獲て、生きて行く道である。

故に、現証 abhisambodhi の要求からいたるが如き

苦の真理は心のやうに、集起は識の行動領域

真理と仏地と、これにおいて般若は活動する

ところ(20)によりて仏教の全体が善く表現せられてくる。それは、勿論、これに限るわけではない。同じ経はまた言う。

最勝のアーラヤ識と及び表知のアーラヤ識

所取と能取との離去によりて真如を我れば説示する

。また原初の時代から、仏教は無常偈や縁生偈や所謂七仏通戒偈などを以てその全体を簡潔に充分に示してくる。或は、最後期には仏教は識と識に異ならぬ五輪とを以て自らの全体を象徴的によく表現している。かくの如き全仏教を身に著けて生きて行くが為には三聚戒が是非とも必要なのである。

(い)の論文は昭和五十年末委嘱によりてなされた東京永平寺別院での講演を元本としておどめ、昭和五十一年一月末になした私の最終講義に手を加えたものである。)

出 典

- (1) Mahā-nibbāna-suttanta (PTS, D. xvi. 2, 4)
- (2) PTS, D. xvi. 4, 3
- (3) Ānguttaranikāyapāli, 4 Catukkaniपāto, 1. Bhañdagāma-vaggo, 1. Anubuddhasuttam. Pali Publication Board (Bihar Government). 1960
- (4) 大正新脩第十一卷〔ベセト・カニサト〕
- (5) 摂大乘論 (大正新脩第三十一卷〔カニサト〕)。
- (6) 十住毘婆沙論 (大正第11十六卷九九中及おト、100中)。
- (7) Cakkavatti-sihanāda-suttanta (D, xxvi, 28 : PTS, D. 3rd vol. pp. 77—78)
- (8) Agagñīna-suttanta (PTS, D. xxvii. 30)
- (9) 大正第三十卷〔カニサト〕
- (10) " " 九〇中。
- (11) " " 九八一中。
- (12) Bodhisattvabhūmi, ed. by Wogihara, 139. 3
- (13) 持地經 (大正第三十卷九一〇中)。
- (14) 善戒經 (大正第三十卷九八三中)。
- (15) Daśabhuñkasūtram et Bodhisattvabhūmi, pub. parg. Rahder. Paris, Paul Geuthner. 1926 pp. 22—30
- (16) Mahāyānasūtrālamkāra, xvi, sl. 7. pub par S. Lévi. Paris, 1907
- (17) 大正第八卷、摩訶般若波羅蜜經第六十八品。
- (18) 大智度論卷第四十六 (大正第11十五卷〔九五中—〕)。
- (19) 拙著、仏教と哲学。第五版、一九七〇。京都、平楽寺書店。
- (20) Lankāvatāra Sūtram, ed, by B. Nanjo, p. 299, sl. 260.
- (21) Ditto, p. 272, sl. 59.